

本大会ハ紡績女工、低劣ナレ教育程度及其保健が年々侵サレテ行ク現

状ニ鑑ミ政府及資本家ニ向テ左ノ各項ノ即時実施ノ要求スル

一、完全ナレ普通教育挨閲ソ設置シ之ソ労働組合ノ管理ノ許ニ遇シニト

二、職業病ノ調査ヲ為シ其範囲ヲ明確ニレ扶助ノ途ヲ講スルニト

政府ヘ之レガ法律上ノ公認ヲ與ヘルニト

三、職業病ノ認定ニ干シテハ労働組合ノ監督權ヲ承認スルニト

四、保健ノ為メ夜業禁止時間短縮ヲ實施シ工場外ノ運動醫療及衛生設備ヲ完備スルニト

五、教育及保健ニ付スル法律上ノ保障ヲ完全ニスルニト

(別記二) 日程第一。決議

下請親方雇傭制度撤廃ニ關スル決議

本大會ハ資本家階級が労働者擇取ノ安定ヲ計ランナ爲メニ雇傭契約上ノ責

任ヲ迴避シ労働階級ノ團結ヲ妨害シシテ之採用シテ被禍ナレ下請親方雇傭制度撤廃・勞メニ競底的ニ關ツ事ヲ決議ス。

(別記三) 日程第十四

救援委員會設置ニ關スル提案理由

資本家階級は我々の運動取締リに名を籍リテ、警察犯処罰命令、治安警察法、刑法、府縣令、其の他無数の惡法を以て備ヘテ居る。我々は此ノ惡法を撤廃シテ、我々の運動ヲ障害物を取り除かねばならぬが、而かも之は短日月に達するも亦は、一度も効果無く、又効果有るども官憲に極度に之を濫用して多數の同志を牢獄ト送り言語に絶すタ慘苦を喫へてゐるが此の同志にして家族を有する者の悲惨は更に一層である。

之等の犠牲者や其家族の窮状に際して之を充分に救援ナラ事は我々の我傍ジある、從來我々は其の都度救援方法を講じて来たが、常に急迫の中にあらゆる方法を講じなければならなかつた結果、何時も道滅口子を得がかつた。

吾らはこの事實ニ鑑み救援委員會を常置して、不斷に救援の資源を造る